JFAEL ニュースレター

第29号
2020年6月30日発行
(四半期1回発行)

Japan Foundation for Accounting Education & Learning

Contents

● 一般財団法人 会計教育研修機構（JFAEL）情報 …… 2

● 《企業経営と会計・監査シリーズ　第28回》～連載～ …… 4
「KAM導入を契機とする会計監査人との連携強化と制度上の課題について」
～後藤　敏文　日本監査役協会 会長～

● 《コーポレートガバナンスの最新事情　第7回》～連載～ …… 6
「「新常態」におけるガバナンスを考える」
～松田千恵子　東京都立大学大学院 経営学研究科 教授～

● 《IFRSワンポイント・レッスン　第18回》～連載～ …… 8
「「全般的な表示及び開示」について」
～坂口　和宏　富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 シニアマネージャー～

● 《最新税務事例の解説　第18回》～連載～ …… 10
「オープンイノベーション促進税制について」
～伊藤　雄二　税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士～

● IFRS財団の最新活動情報 …… 12
「IASBが公表したDP「企業結合ー開示、のれん及び減損」について」
～高橋　真人　IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター～

● 【特別寄稿】 …… 14
「今、求められる全社的リスク管理とは～COVID-19対応を踏まえて」
～神林比洋雄　プロティビティLLC 会長兼シニアマネージングディレクタ～

● JFAEL3つの事業の活動報告 …… 16

● 役員・会計実務家研修事業　開催予定セミナーのご案内 …… 18

JFAEL　一般財団法人 会計教育研修機構

一般財団法人 会計教育研修機構（JFAEL）情報

（JFAELについて）

当法人は、日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界、関係各界の協力を得て、2009年7月に設立された会計に係る教育財団です。

2018年3月に定款改正を行い、広く会計、監査及び税務に関心を有する者のニーズを踏まえた教育研修プログラムを提供し、専門知識や専門的技能の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献することを目的としています。事業としては、会計実務に携わる者や取締役、監査役等の役員のための教育研修を行う「役員・会計実務家研修」と、公認会計士試験合格者のための法定研修を行う「実務補習」、公認会計士のための法定研修を行う「継続的専門研修」という3つの事業を行っています。

また、IFRSの任意適用企業が増加しつつある中、2013年11月にIFRS教育・研修委員会を設置し、関係諸団体の協力を得て、今後の我が国におけるIFRS教育・研修のあり方を検討し、関係者に働きかけを行うとともに、当法人としての取組みを推進しています。

このように、当法人は、関係者の協力のもと、オール・ジャパンとしての会計教育財団を目指して教育研修の機会を提供しています。

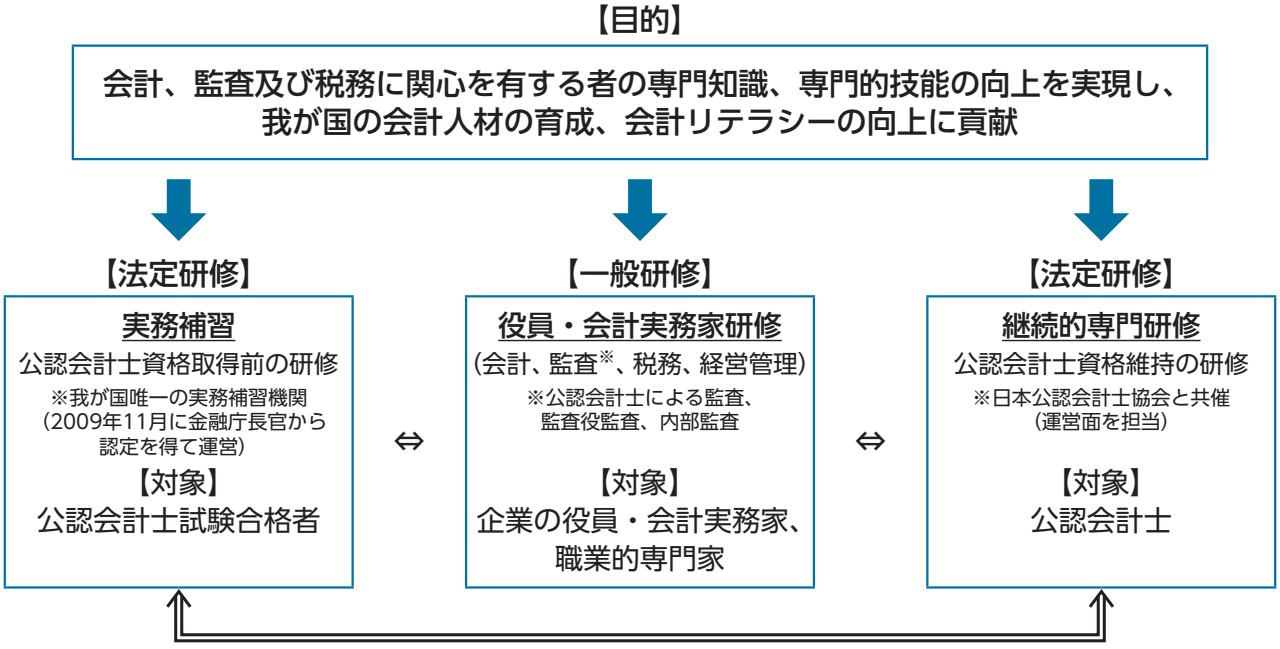

（事業）

	実務補習	役員･会計実務家研修	継続的専門研修（CPE）
開催目的	公認会計士試験合格者の資質向上	会計、監査、税務、経営管理の知識向上	公認会計士としての資質の維持向上
開催場所	東京（含む8支所）、東海 近畿、九州	東京、名古屋、大阪、 福岡、札幌、神戸、仙台など	全国の約30カ所の会場

JFAEL組織

(組織)

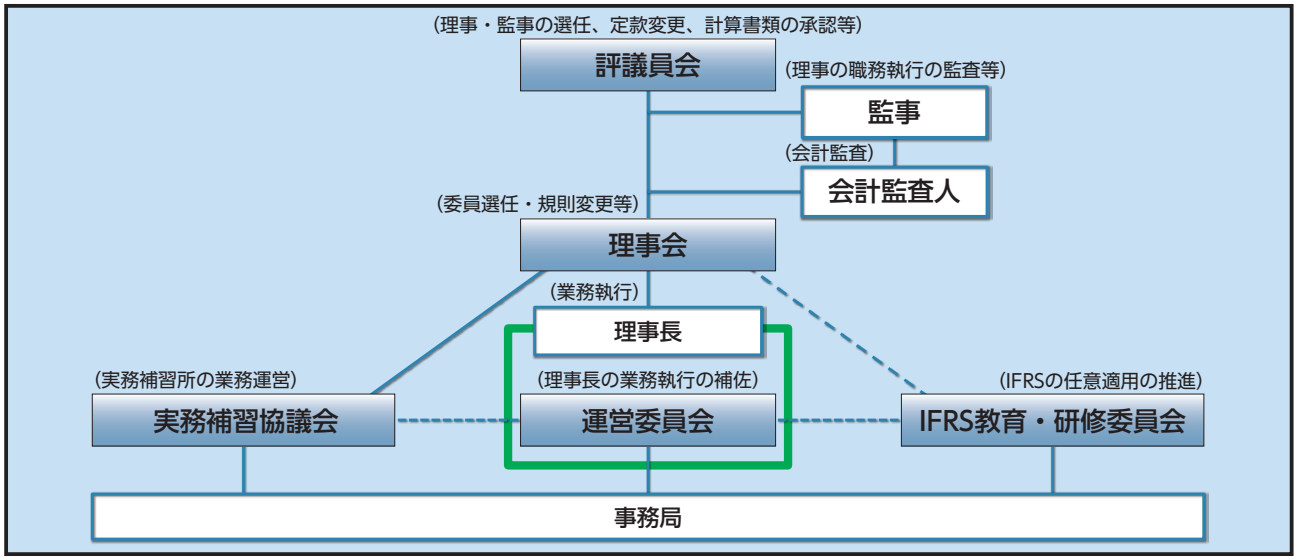

(評議員・理事・監事)

[2020年6月30日現在]

評議員会

(議長)
藤沼　亜起　日本公認会計士協会 相談役
(評議員)
清田　　瞭　株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO
重松　博之　会計検査院 元院長
西川　郁生　慶應義塾大学大学院 客員教授
橋本　　徹　株式会社みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
林田　英治　公益財団法人財務会計基準機構 理事長
平松　一夫　学校法人関西学院 理事長

理事会

(理事長)
手塚　正彦　日本公認会計士協会 会長
(専務理事)
新井　武広　弊財団事務局長
(理事)
井上　　隆　一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
岩間　芳仁　公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務
佐藤　久司　日本公認会計士協会 専務理事
梶川　　融　太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
片倉　正美　EY新日本有限責任監査法人 理事長
加藤　達也　日本公認会計士協会 副会長
北山　久恵　日本公認会計士協会 副会長、近畿会会長
木村浩一郎　PwCあらた有限責任監査法人 代表執行役
國井　泰成　有限責任監査法人トーマツ 包括代表
黒田　克司　監査法人日本橋事務所 名誉理事長
古藤　智弘　三優監査法人 理事長パートナー
後藤　敏文　公益社団法人日本監査役協会 会長
小西　範幸　会計大学院協会 理事長
佐山　正則　東陽監査法人 理事長
新芝　宏之　公益社団法人日本証券アナリスト協会 会長
高波　博之　有限責任あずさ監査法人 理事長
辻　　松雄　一般社団法人全国銀行協会 理事
野崎　邦夫　住友化学株式会社 監査役
増田　宏一　日本公認会計士協会 相談役
松永　幸廣　PwC京都監査法人 マネージングパートナー
南　　成人　仰星監査法人 理事長
柳澤　義一　日本公認会計士協会 副会長

監事

青木　茂男　茨城キリスト教大学 名誉教授
山浦　久司　明治大学 名誉教授

(運営委員／IFRS教育・研修委員／実務補習協議会委員)

運営委員会

(委員長)
佐藤　久司　日本公認会計士協会 専務理事
(委員)
青　　克美　株式会社東京証券取引所 執行役員
新井　武広　弊財団専務理事・事務局長
小畑　良晴　一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長
杉本　徳栄　関西学院大学大学院 教授
柳澤　義一　日本公認会計士協会 副会長

IFRS教育・研修委員会

(委員長)
小倉加奈子　日本公認会計士協会 副会長
(委員)
新井　武広　弊財団専務理事・事務局長
岩間　芳仁　公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務
貝増　　眞　公益社団法人日本証券アナリスト協会 職業倫理教育企画部長
兼山　嘉人　日本公認会計士協会 常務理事
川西　安喜　企業会計基準委員会 副委員長
菅井　博之　住友商事株式会社 執行役員 主計部長
鈴木　　陽　一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 上席主幹
橋本　　尚　青山学院大学大学院 教授
林　謙太郎　株式会社東京証券取引所 上場部長
藤本　貴子　日本公認会計士協会 常務理事
湯浅　一生　富士通株式会社 執行役員常務

実務補習協議会

手塚　正彦　弊財団理事長
鶴田　光夫　実務補習責任者
各実務補習所所長、各実務補習所の委員長、弊財団専務理事等 計12名

「KAM導入を契機とする会計監査人との連携強化と制度上の課題について」

日本監査役協会 会長　後藤　敏文

会計監査を巡る近時の改革への日本監査役協会の対応状況

金融庁が設置した「会計監査の在り方に関する懇談会」が2016年3月に「会計監査の信頼性確保のために」と題する提言を公表してから、4年が経過した。この提言に基づき、企業会計審議会監査部会や日本公認会計士協会において、会計監査に関する様々な改革が検討・実施されてきた。この間、当協会では監査部会に委員等として参画するなど、監査役、監査委員会、監査等委員会（以下、「監査役等」という。）の会計監査人の選任等に関わる会社法上の機関の立場、また、同じく会社法上の機関として監査を行う会計監査人と連携すべき立場から、その制度の在り方について様々な発言や意見書等の提出を行ってきたところである。

4月1日以後に始まる事業年度、即ち3月期決算会社であれば本年度から、2018年7月の監査基準の改訂により導入が決定された監査人による「監査上の主要な検討事項」（以下、KAMという。）の監査報告への記載が求められる。KAMは監査人が選定するが、その内容は、監査人が監査の過程で監査役等と協議した事項の中から決定するとされ、監査役等が重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、会計監査に関する改革の中でも監査役等の関心が特に高く、当協会では、日本公認会計士協会の協力も得て、監査役全国会議等の場において、制度の趣旨等の周知を図るとともに、監査役等を支援するツールを作成・公表し、理解に努めてきた。

「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集」について

当協会では、KAM導入に関連して監査人とのコミュニケーションがより一層重要になることを念頭に、監査役等が制度内容を的確に捉えることができるように、Q&A集の形で監査役等の支援をすることとした。具体的には2019年6月11日、「KAMとは何か」という基本的な事項と、2020年3月期から早期適用を行う会社を念頭に、期初の監査契約締結や監査計画の策定段階で検討すべき事項を「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・前編」として、さらに同年12月4日には、期中、期末の監査報告作成時、株主総会での質疑応答に関する対応を「同・後編」としてまとめ、公表した。特に、期末にKAMが選定される段階において、監査人の考えと執行部や監査役等との間に認識の相違があった場合や、取り上げられる事項が未公表事項であった場合に、監査役等がとるべき対応などにも触れたものとなっている。

今期から対象会社全社へ適用されることから、今般、早期適用に関する事項を削除し、数点の新規項目も加えた「同・統合版」を公表した。統合版では、新規上場会社向けの内容の他、2019年1月31日に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により追加された有価証券報告書の記載事項のうち、特に事業等のリスクに関する記載や監査役会等の活動状況に関する記載とKAMの内容との関連性についての項目も追加した。さらに、具体的なKAMに関する監査役等と監査人とのコミュニケーションの手順なども追加

したものとなっている。

当協会が本年1月に実施した会員向けアンケート調査によれば、KAMの記載の早期適用を予定していた会社は、有価証券報告書提出会社の3.5%程度となっていたが、現下の新型コロナウイルス感染症対応により、会計監査は特に困難を極めていることから、当初想定より減少するとも言われている。今年度に限らず、今後も監査役等の対応状況の実務実態を踏まえ、ツールの見直し等も検討していくこととなろうと考えている。

今後に向けた課題

KAMの導入は緒についたばかりではあるが、今後の課題として三点を挙げておきたい。

第一は、KAMに関する監査人とのコミュニケーションのためにも、監査役等の財務・会計の知見の向上が重要であるということである。監査役等は、会社法の求める監査のためには多様な知見を有する人材が不可欠であることから、職業専門家である監査人とは違い全員が財務・会計に関する知見を有するわけではない。そのため知見を向上させる必要があり、当協会でも会計監査に関する研修会を体系的に実施している。ただし、監査役等は職業専門家レベルを目指すものではないこと、また、KAMに関しては財務諸表利用者を念頭に置くことも勘案し、過度に専門的な用語の使用を控え、分かりやすい形でコミュニケーションが行われることも重要と考えるところであり、監査役等と監査人相互の理解促進が欠かせない。

第二には、KAMの導入に限らず、会計監査に関する様々な制度の改正は、国際的な監査基準等の動向を踏まえて検討が進められているが、その際に、監査役等に対して期待される事項の中に、我が国においては会社法に定められた監査役等の権限では対処が難しい事項が含まれる場合がある点に注意を要するということである。典型的には「Those Charged with Governance」が何を指すかということに現れる。日本公認会計士協会は、「新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等の概要」の中で、内容に応じて、「監査役等」と「統治責任者」と区分すると説明しているが、その使い分けや実際に求められる内容についての理解の促進は、監査役等に関する理解の促進とともに重要なことと考えている。

第三は、我が国の会社法上の事業報告・計算書類等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書という二元的な開示制度に関連する問題である。今般のKAMの導入に際しては、実務上未解決の問題があるとして、会社法上の会計監査人の監査報告への記載については義務付けが見送られ、記載は任意とされた。本来KAMの導入は、監査報告の情報価値を高めることにその意義があるとされているものであり、株主の視点からは、記載が望ましいとは考えられる。しかし、任意であっても、会社法上の計算書類等と有価証券報告書では情報量や作成時期が異なるため、情報量が少なく、かつより早く提出される計算書類等にKAMの記載を求めると、会計監査人、監査役等、執行部との間で見解の相違が生じたり、追加の情報開示が必要になる等の問題が起こりうるため、実際には、その記載は非常に難しいと言わざるをえない。現在、有価証券報告書提出会社については、二元的開示が大きな負担になっており、既に一元的開示に向けた取組が議論されているところである。監査報告の情報価値向上のためにも、今後の議論の動向を注視し、監査役等として必要な対処を行って参りたい。

現在、新型コロナウイルス感染症対応による往来・接触等に禁止等の制約があり、全世界的に会計監査の従前どおりの遂行が難しい状態にあることは、監査役等としても十分理解しているところである。今後、いわゆる「新しい生活様式」の下であっても、会計監査の信頼性を確保するため、監査役等として、会計監査人との連携を確たるものとしつつ、対処して参る所存である。

以上

「「新常態」におけるガバナンスを考える」

東京都立大学大学院 経営学研究科 教授 松田　千恵子

緊急事態宣言解除後も、落ち着かない日々が続きます。そのような中、我々の関心はアフターコロナ、というよりもこの厄介なウイルスと共生していかざるを得ない将来の姿へと移ってきているのではないでしょうか。今回は、そんな「新常態」におけるコーポレートガバナンスを考えてみましょう。

悪い企業はますます悪くなる

コロナ禍には「もともと存在した問題を深刻化させる」性質があるようです。不謹慎ながら、ヒトでも基礎疾患があるとこの病は重症化しやすいと言われます。各国で起こっている人権や格差の問題も、過去からの問題の再燃といった感があります。我が国で、政府のコロナ対応に国民がなかなか納得感を抱けないのも、分かっていながら長年手を付けられていなかった様々な制度疲労や危機管理の問題が噴出してきたためとも見えます。企業も同様です。もともと問題があったところはそれがより深刻化し、下手をすれば致命傷となるのが今後の姿といえるでしょう。コロナ禍中での大型倒産として注目を浴びたレナウンの例なども、コロナが原因というよりも、長らく事業にも財務にも問題があったことが事の本質です。もちろん、順風満帆であった企業が突然の売上減に悩むというケースもあるでしょうが、ここで指摘したいのは「これまで先送りにして見ないようにしていた問題」を持つ企業は、その問題に否応なく立ち向かわざるを得ないということです。コロナ以前に既に悩みとなっていた、例えば陳腐化したビジネスモデル、隠れた負債の存在、不活発な取締役会、遅れに遅れたIT戦略、何とか取り繕う減損回避、等々が内包する問題は、今後重大化、先鋭化して企業の前に立ちはだかることでしょう。「コロナが一段落ついたら元に戻るだろう」「平常に戻ったらあれこれ手を付けよう」などと思っている企業には、生き残れる未来はもうないかもしれません。

逆もありえます。いま比較優位にあるような特徴は、その企業をより強くする可能性があります。既に強いからこそより良く見える将来に向かって変化していけるからです。この動きは加速化するでしょう。スピードをもって事にあたれる企業が生き残るということです。コロナ後の世界は、良し悪しに拘わらず今は隠れている要素、僅差に見える要素を表面化させ、急速な勢いで拡大していくような世界になるのではないでしょうか。

経営者のリーダーシップ

良いところがますます良くなっていく可能性の高い分野の重要な一つとして、CSRやESGといった、企業の社会的な価値に着目した活動が挙げられます。コロナ禍中においては誰しもが、「健康」と「経済」とのトレードオフに気づき、解を模索している状況ですが、どちらかに偏りすぎても答えはないことにも多くの人々が気付き始めています。また、時間軸を考えることが重要であることも同様です。企業の将来を考えるにあたっても、「本当にサステナブルな経営とは何なのか」という問題がより重要になってくるでしょう。単なるきれいごとではなく、企業が長期的に繁栄していくために、社会的価値と経済的価値とのバランスをどう取るのかということを、経営の重要課題

として、今以上に真剣に議論する必要が高まるといえます。そして、こうした議論を主導し、何らかの解を求めて難しい意思決定を行い、社員や株主、その他のステークホルダーを納得させて企業をリードしていく経営者の役割は益々重くなるでしょう。経営者が企業の競争優位の源泉となる傾向がより強まっていくと思われます。

経営者を選ぶ確かな眼

そうであるとすると、忘れてはならない事柄があります。その「経営者」を選ぶ「眼」の確かさです。コーポレートガバナンスの一丁目一番地は経営者の選解任であるとはよく言われることですが、この重みは一層増すことでしょう。これは、競争優位の源泉となり得るような、自社にとって必要不可欠な資質を持った経営者を選ぶということだけではなく、経営者がそうした資質を持たない、あるいは能力を発揮しないまま無駄にその地位に留まっているならば、果敢にその状態に「No」を突き付けなければならないということも意味します。今後、指名（諮問）委員会が実質的に機能しているかはより問われるようになるでしょうし、取締役会は監督機能への特化を進めるでしょう。監査役会設置会社であれ、各種の委員会設置会社であれ、これはおそらく不可逆的な流れであると思われます。コロナ以前より既に、昔のような「執行における意思決定機能」重視の取締役会からの脱皮は多くの企業で行われてきています。日常の細かな意思決定をいちいち取締役会まで上げていては、経営者ならではの重要な意思決定を行いその是非を議論する機会も失われてしまいますし、執行側はどんどん現場に権限委譲していかなければ、先述のような「スピードを持った変化」についていけなくなってしまうからです。また、社外取締役の仕事も「監督」に集中するようになるでしょう。「助言」を求めるのであれば、より現場に近いところでアドバイザリーなどを受ければ済むことです。取締役会の機能の変化は加速していくでしょう。

将来シナリオを討議できるか

こう言うとよく聞かれるのは「では、取締役会では何を討議すればよいのですか」という問いです。監督機能を発揮するためには、執行側が大きく道を踏み外していないかというチェックが第一です。ということは、まずもってその「目指すべき道」がきちんと議論されていなければなりません。コーポレートガバナンス・コードでいう「会社の目指すべきところ（経営理念）、経営戦略、中期計画など」ということです。といっても、昔ながらの中期計画はもはや役に立ちません。環境が激変しスピードが求められる中で、3年から5年もの間金科玉条のように決めたことをただ死守するような計画はナンセンスです。ゴールを見極め、そこに至る将来シナリオを複数作って議論できることは今後必須となっていくでしょう。特に、リスクシナリオを踏まえた意思決定とその監督は重要です。そうした取締役会での討議を支えるために、本社の仕事、特に経理部門の仕事も変わっていくと思われます。今回の決算では各社とも多大なご苦労をなさっていましたが、当然のことながら「大変だったね」で終わらせられるはずはなく、決算作業をはじめとする「過去の数字」に関する分野は今以上にIT導入が加速化すると考えられます。その代替として重きを増してくるのは「将来の数字」に関する分野です。欧米の経理部門における仕事の8割はこちらの分野に関するものだとも言われます。経営戦略の知識を持って将来シナリオの策定に携わり、柔軟に見直し、将来のリスクを把握し手を打てるような機能が、我が国の企業においても強く求められていると言えでしょう。

【筆者略歴】

金融機関、格付アナリスト、国内外戦略コンサルティングファームパートナーを経て現職。公的機関の経営委員、上場企業の社外取締役を務める。筑波大学院企業研究科博士後期課程修了。博士（経営学）。近刊に「ESG 経営を強くするコーポレートガバナンスの実践」（日経BP社）、「経営改革の教室」（中央経済社）。

IASB公開草案

「「全般的な表示及び開示」について」

富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 シニアマネージャー
ASBJ 収益認識専門委員会専門委員・IFRS適用課題対応専門委員会 専門委員 **坂口　和宏**

～ワンポイント～

国際会計基準審議会(IASB)より公表された公開草案「全般的な表示及び開示」では、損益計算書への新たな小計の追加や経営者業績指標の導入などに関する提案が行われている。IFRS適用企業においては、決算情報の開示のあり方や社内システムの見直しなどに影響するため、提案内容を把握するとともに、自社への影響を早めに検討されたい。

IASBより、昨年12月に公開草案「全般的な表示および開示」が公表された。公開草案では、「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、損益計算書において新たな段階損益の開示を要求することや、経営者業績指標を注記で開示することが提案されている。また、財務情報をより有用なものとするための財務情報の分解やキャッシュ・フロー計算書の比較可能性の向上に関する提案も行われている。コメントの締切は、当初は本年6月末であったが、新型コロナウィルスの影響により9月末まで延長されている。

本稿では公開草案の概要を解説するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であること、また、紙幅の関係から基準等の記載を簡略化している場合があるため、正確な理解のためには原文を参照していただきたい点を申し添える。

1. 損益計算書への新たな小計の追加

現行のIFRS(IAS第1号「財務諸表の表示」)では、損益計算書について、収益や税金費用など最低限表示すべき項目は定められているものの、特定の段階利益の表示は求められていない。その結果、損益計算書の構成や表示項目にばらつきが生じており、財務諸表利用者にとって企業間の業績を比較することが難しくなっている。例えば、多くの企業が損益計算書において任意で営業利益を表示しているが、現行基準において営業利益が定義されていないため、企業によってその算定方法が必ずしも一致しておらず、同じ営業利益という言葉を使用していても中身が異なるものとなってしまっている。

そこで、公開草案では、企業間での比較可能性を向上させるため、損益計算書に以下の新たな小計を設けることが提案されている。

- 営業利益
- 営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業(以下、関連会社等)の持分法投資損益
- 財務及び法人所得税前利益

上記小計の追加によって、損益計算書が以下の4つの区分に分類されることとなる。

区分	内容
営業	企業の主要な事業から生じる損益
不可分な関連会社等	企業の主要な事業と不可分である関連会社等に対する持分法投資から生じる損益
投資	企業の主要な事業と不可分でない関連会社等に対する持分法投資から生じる損益、企業が保有するその他の経済的資源から概ね独立した別個のリターンを生じさせる資産に関する損益
財務	現金及び現金同等物から生じる損益、借入・リース負債等の財務活動から生じる損益、引当金の割引の振り戻しに伴う費用など財務活動以外から生じる損益

公開草案では、持分法で会計処理する関連会社等が企業の主要な事業と不可分かどうかを評価する際に、すべての事実及び状況を考慮しなければならないとされている。また、企業と関連会社等との間の重大な相互依存は、不可分であることを示すものであるとした上で、重大な相互依存の例として以下が挙げられている。

(a)関連会社等との統合された事業分野を有している
(b)関連会社等と名称又はブランドを共有していて、外部からは1つの事業であると見える可能性がある
(c)関連会社等と仕入先又は顧客としての関係があり、重大な事業上の支障なしに入れ替えることが困難である

■損益計算書の表示

	収益	xxx	営業
	営業費用	xxx	
営業利益		xxx	
	不可分な関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益	xxx	不可分な関連会社及び共同支配企業
営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益		xxx	
	不可分でない関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益	xxx	投資
	投資から生じる収益	xxx	
財務及び法人所得税前利益		xxx	
	現金及び現金同等物から生じる利息収益	xxx	財務
	財務活動から生じる費用	xxx	
	年金負債及び引当金に係る割引の振り戻し	xxx	
税引前利益		xxx	

2. 経営者業績指標の導入

現在、多くの企業で経営者が定義した業績指標（Management Performance Measures: MPM）が使用され、財務諸表の外で開示されている。MPMは、経営者が企業の業績をどのように捉えているかを示すという点で有用である一方、どのように計算されたかやIFRSで定義された利益とどのように調整されるのかが必ずしも明確に開示されていないという課題を抱えている。そこで、公開草案では、MPMの定義付けを行うとともに、MPMに関する開示規定を定めることが提案されている。

MPMの定義案
- 収益及び費用の小計のうち下記に該当するもの
  - ✓ 財務諸表利用者との公のコミュニケーションにおいて財務諸表外で使用される
  - ✓ IFRSで定められている合計や小計を補完する
  - ✓ 企業の財務業績の一側面について経営者の見解を示す

MPMに関する開示規定案
- 財務諸表に注記（企業の財務業績の理解への目的適合性がある場合には損益計算書の本表に表示することとなるが、IASBはそのようなMPMはほとんどないと考えている）
- MPMの計算方法及びMPMが有用な情報を提供する理由
- IFRSで定める最も比較可能な利益の小計との調整表並びに税効果および非支配株主持分への影響

3. 財務情報の分解の改善

公開草案では、基本財務諸表及び注記の役割、集約及び分解の判断原則等が提案されている。これは、現行のIFRSでの開示において、例えば「その他」の費用項目で多額の費用が計上されているものの、その内訳に関する追加的な開示が行われていないなど、財務諸表において十分な分解表示が行われていないケースがあり、財務情報の分解に関する改善が課題となっていたためである。また、公開草案では、以下の通り、営業費用のより良い分析を提供するための要求と通例でない収益及び費用の説明に関する要求が提案されている。

① 損益計算書における営業費用の表示
- 費用性質法[1]と費用機能法[2]のいずれかを用いて表示（現行基準と同じ）
- 費用機能法を用いる場合は、注記において、営業費用総額の分析について費用性質法を用いて開示

② 通例でない収益及び費用
- 通例でない収益及び費用とは、金額や性質が類似した項目が将来の数年間にわたって発生しないことが合理的に予想される（＝予測価値が限定的な）収益及び費用
- 各項目の金額、内容の説明、金額や性質が類似した項目が将来の数年間にわたって発生しないと見込まれる理由、損益計算書において当該収益及び費用が含まれる科目などを注記において開示

4. キャッシュ・フロー計算書における選択肢の排除

IFRSにおけるキャッシュ・フロー計算書では、間接法を使用した場合の出発点として、純利益、税引前利益、営業利益等様々な利益が用いられていること、また、利息及び配当の表示に選択肢が認められていることで、表示にばらつきが生じているという課題があった。そこで、公開草案では、キャッシュ・フロー計算書における選択肢を排除し、比較可能性を向上させるため、以下の点が提案されている。
- 間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示する場合、公開草案で新たに表示を要求している小計である営業利益を調整の出発点とする
- 利息及び配当の表示の選択肢を削除し、以下の表示区分とする[3]
  受取利息及び受取配当金：投資
  支払利息及び支払配当金：財務

終わりに

現行のIFRSにおいては、損益計算書での段階損益が明確に定義されていないことによって、企業の実態を踏まえた開示に関する自由度が高くなっていたと言える。しかし、世界的なIFRS適用企業の増加に伴い、企業の実態を表すための自由度の良さよりも、表示のばらつきによる企業間の業績比較の困難さのほうが目立ってきたことも確かである。企業にとっては、開示に係る制約が増加することに伴う工数増などのデメリットはあるが、その一方で、同業他社との業績比較がやりやすくなるというメリットもあるのではないか。また、今回の公開草案は、基準として最終化されるかどうかに関わらず、企業にとっては自社の業績指標のあり方を再考する契機となると思われる。

【筆者略歴】

富士通入社後、海外子会社の事業管理を経て、2002年から2005年まで米国駐在。帰国後、IFRS推進室にて全社IFRS適用プロジェクトに従事。2010年企業会計基準委員会（ASBJ）へ出向。2012年英国の国際会計基準審議会（IASB）へ出向し、主にIFRS解釈指針委員会の案件を担当。現在、財務会計制度及びディスクロージャーに従事。

1 費用をその性質に従って、原材料費、運送費、減価償却費などとして分類する方法
2 費用をその機能に従って、売上原価や販売費及び一般管理費などとして分類する方法
3 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業（金融機関など）は、支払配当金を除いて、依然として選択が認められる。

「オープンイノベーション促進税制について」

税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士　伊藤　雄二

新型コロナウイルスのパンデミックが世界経済に甚大な影響を与えています。日本においても、農業、漁業、製造業、サービス業等のあらゆる産業の経済活動が停滞し、リーマンショック以来のマイナス成長が現実のものとなっています。

このような状況を乗り越えるため、新旧、異業種、異分野の企業間の協力・連携が従前に増して必要となってきているのではないでしょうか。そこで本号では、令和2年度の税制改正において創設された「オープンイノベーション促進税制」についてご紹介したいと思います。なお、前号の「租税条約の見方」の続編は次回以降においてとりあげる予定です。

1　制度の概要

この制度は、青色申告法人が、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓に向けて取組む事業活動（特定事業活動）をスタートアップ企業と共同で促進するために、そのスタートアップ企業の株式を5年以上保有する予定で取得した場合に所得控除を認めるというものです。分かりやすく言えば、自社以外の異業種、異分野の企業（特に革新的なヴィジョンを持つスタートアップ企業）が持っている技術、ノウハウ、アイデア、あるいは情報の活用を望む企業が、スタートアップ企業に出資して、共同で高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を進めていこうとする動きを、税制面から促進しようとする制度ということが出来ます。オープンイノベーションとは、このように自社の経営資源のみに依存することなく、広く他社の経営資源を取り入れて、これまでにないイノベーションを達成しようとする試みを指します。

以下、本制度について具体的に説明します。

(1)所得控除

青色申告書を提出する法人で、新事業開拓事業者と共同して特定事業活動を行う一定のものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間（指定期間）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う法人（特別新事業開拓事業者）の株式（特定株式）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（100億円を超える場合は100億円）の25％に相当する金額以下の金額を、その事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされています。なお、この場合において、その相当する金額が所得基準額を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、その所得基準額を限度とすることとされています（措法66の13①）。

(2)制度の枠組み

①　出資要件

適用法人は、特別新事業開拓事業者の発行する株式のうち資本金の額の増加に伴う払い込みにより交付される等の条件を満たすものを指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内に取得することが求められています。

②　適用法人（出資法人）の要件

この制度が適用されるのは、青色申告法人で、新事業開拓事業者と共同して特定事業活動を行う法人とされています。

イ　新事業開拓事業者

新事業開拓事業者とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新設法人を含む。）であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして次の（イ）～（ハ）のいずれかに該当するものとされています。

（イ）　大企業に支配されている会社でないこと

ここでいう大企業とは、資本金の額若しくは出資の総額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しな

い法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除くものとされています。

（ロ） 株式会社

（ハ） 非上場企業

（ニ） 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社

（ホ） 暴力団員及びその関係者が役員となっているなど、暴力団員等と一定の関係にある会社

ロ 特定事業活動

適用法人は、特定事業活動を行うことになっており、それは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいうこととされています。

③ 特別新事業開拓事業者（出資を受けるベンチャー企業）

特別新事業開拓事業者とは、②イの新事業開拓業事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものをいい、上場会社又は店頭売買有価証券の発行法人とされています。

④ 指定期間

指定期間とは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいいます（措法66の13①）。なお、指定期間内の日を含む各事業年度には、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度は含まれないものとされています。

⑤ 特定株式

特定株式とは、特別新事業開拓事業者の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること及び次のイ～ハの要件を満たすものをいうものとされています。

イ その株式がその特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること

ロ その株式の保有が払込みによる取得の日から5年を超える期間継続する見込みであること

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その株式の取得が①の適用法人及びその特別新事業開拓事業者の産業競争力強化法に規定する特定事業活動に資するものであること

⑥ 所得控除額の計算

②の適用法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内において特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、その特定株式の取得価額の25%に相当する金額以下の金額を確定決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法によって損金経理したときは、その経理した金額が各事業年度の損金に算入されます。

⑦ 所得基準額

⑥の損金算入額が所得基準額を超えるときは、所得控除額として損金に算入される金額は所得基準額相当額とすることとされています。

所得基準額は、所得控除、所得控除の取戻しの規定をいずれも適用しない等の場合に得られる金額です（ここでは紙面の都合上詳細な説明は省略します。）。

なお、所得基準額は、125億円を超える場合には125億円とされます。

⑧ 特別勘定方式の採用

損金算入に当たっては、その事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理する必要があります。

2 その他

(1)所得控除分の取戻し

この制度の適用を受けた後に、たとえば、取得から5年以内に特定株式を譲渡したり、特定株式から配当を受けたり、あるいは、特定株式の税務上の帳簿価額を減額した場合等、オープンイノベーションの実現に反すると思われる行為があった場合には、特別勘定を取り崩して益金に算入する（所得控除分の取戻し）ことになっています。

(2)施行年月日

この制度の施行日は令和2年4月1日です。

【筆者略歴】

東京国税局調査部において調査部調査審理課主査、国際税務専門官及び移転価格担当課長補佐を経験。また、国税庁では、海外取引調査担当主査として国際課税の執行に係る企画・立案を担当。税務大学校研究部教授を最後に退官。現在は、税理士として移転価格課税等の国際課税案件を中心に担当。

「IASBが公表したDP「企業結合－開示、のれん及び減損」について」

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター　高橋　真人

1. はじめに

2020年3月19日に、国際会計基準審議会(IASB)から「企業結合－開示、のれん及び減損」と題するディスカッション・ペーパー(DP)が公表された。コメント募集期間は、2020年9月15日までの180日間とされていたが、Covid-19による影響を考慮し、2020年12月31日まで延長された。

IFRS財団アジア・オセアニアオフィスは、基本財務諸表プロジェクトの公開草案と本DPに関するアウトリーチを本年度の最重要イベントと位置づけ、IASBの鈴木理加理事、担当チームとともに、日本の関係者をサポートしていく所存である。

本稿は、IASBのスタッフが作成した資料をもとにDPの概要を説明するが、説明内容及び意見にわたる部分は、筆者の解釈または私見であり、IASBの公式見解ではないことをあらかじめおことわりする。

2. IASBの予備的見解

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに寄せられたコメントへの対応として、最初に、減損テストの効率性、適時性の改善に取り組んだ。しかし、その改善は不可能と判断し、開示の改善に焦点を移した。現在、IASBが特に重視しているのは、買収の事後の成果に関する情報の追加的な開示である。

IASBは、現行の減損のみモデルでも、償却の再導入によっても、買収の事後の成果に関する情報は適時に提供されないと考えている。従い、追加的な開示が必要となるというのが、IASBの予備的見解の中核である。

のれんの会計処理の変更(減損のみモデルの維持か償却の再導入か)は、DPにおいては、中心的な論点ではない。

3. DPの構成

DPは、セクション1～6で構成され、質問(Q)は、14項目設けられている。

DPのセクション	Q	質問項目
1. はじめに	1	パッケージとしての予備的見解
2. 買収に関する開示の改善	2	買収の事後の成果に関する情報の開示
	3	IFRS第3号の開示目的の追加
	4	シナジーに関する開示
	5	プロフォーマと買収日以降の収益等の開示
3. のれんの減損と償却	6	減損テストの効率性、適時性の改善
	7	のれんの償却の再導入
	8	のれんを除く資本合計額の表示
4. 減損テストの簡素化	9	年次の定量的減損テストの廃止
	10	使用価値の見積りの簡素化
	11	減損テストの更なる簡素化
5. 無形資産	12	無形資産の範囲
6. 他の基準設定主体の動向	13	米国基準との収斂
	14	その他

4. 主な質問項目

(1)パッケージとしての予備的見解(Q1)

IASBは、DPに示した一連の予備的見解は、全体としてバランスの取れた一つのパッケージであると考えている。Q1は、パッケージ全体としてIASBの提案に賛同するかどうかを尋ねている。賛同しない場合は、回答者にもパッケージでの提案を求めている。

(2)買収の事後の成果に関する情報の開示(Q2)

IASBは、以下の情報の開示を提案している。

開示の時期	開示が求められる情報
買収日	• 買収の戦略的合理性と経営者の目的 • 経営者が買収の目的の達成をモニタリングするために使用する指標 • モニタリングをしない場合は、その理由
買収の事後の年度	• 指標による買収目的の達成度 • 2年以内にモニタリングを中止した場合、その理由 • 指標を変更した場合、その理由

開示が求められる情報には商業的機密が含まれる可能性がある。IASBは、投資家が必要とする場合、商業的機密であることは開示を拒む理由にならないと考えている。

(3)シナジーに関する開示(Q4)

IASBは、のれんの構成要素のうち、シナジーに関する情報の開示を強化することを提案している。シナジーに対する支払金額ではなく、期待されるシナジーの金額の開示を提案している。ここにも商業的機密が存在する可能性がある。

(4)減損テストの効率性、適時性の改善(Q6)

IASBは、のれんの減損損失が適時に認識されない原因は、経営者による過度に楽観的なキャッシュフローの見積り、及び、ヘッドルームによるシールディング(詳細は、DP本文またはスナップショットを参照)であり、減損テストの設計に欠陥があるわけではないと考えている。Q6は、この2つ以外にも原因があるかどうか、及び、IASBが不可能と結論付けた減損テストの効率性、適時性の改善が可能かどうかを尋ねている。

(5)のれんの償却の再導入(Q7)

IASBは、償却再導入支持者と減損のみモデル支持者の次のような見解を識別している。

償却再導入支持者の見解	減損のみモデル支持者の見解
• のれんの帳簿価額が過大に表示されている。 • 減損テストが意図したとおりに機能していない。 • のれんは減耗資産である。 • 償却によりのれんの会計コストを削減できる。	• 減損は有用な情報を提供する。 • 減損テストの設計が堅牢でない証拠は見つかっていない。 • 取得のれんと自己創設のれんは区分できない(よって、減耗しない)。 • 償却を導入しても大きなコスト削減にはならない。

のれんの会計処理のこれまでの変遷は次のとおりである。

1983-1993年	IAS第22号「企業結合の会計処理」	償却、または、資本を通じた直接減額
1993-2004年	改訂IAS第22号	償却が強制
2004年以降	IFRS第3号	減損のみ

IASBは、異なるアプローチの頻繁な変更は利害関係者の助けにならないと考えている。よって、償却を再導入するには、数年後に議論が再燃することはないと確信する必要があるが、そのような確信が得られる証拠はまだ見つかっていないとしている。IASBは、過去に議論されたものを繰り返すだけでは議論が前進する可能性は低く、償却を再導入するには、従前の見解を裏付ける新しい証拠や議論が必要であると考えている。

(6)のれんを除く資本合計額の表示(Q8)

のれんを除く資本の合計金額は、投資家が自分で計算することもできるが、貸借対照表に表示すれば、のれんが資本の金額のかなりの部分を占める企業を目立たせるフラグとして機能する可能性があるとIASBは考えている。

(7)年次の定量的減損テストの廃止(Q9)

IASBの中にも、減損テストの堅牢性の低下への懸念から、のれんの償却を再導入する場合に限り、こうした救済措置を認めるべきだという意見と、シールドを除去できない以上、毎年減損テストを実施しても利点が小さく、コストが正当化されないという意見がある。

(8)米国基準との収斂(Q13)

Q13は、回答者の各質問事項への回答が、現行の(あるいは、現在FASBが行っている作業完了後の)米国会計基準と整合しない場合、回答内容が変わるかどうかを尋ねている。IASBは、米国財務会計基準審議会(FASB)の動向を重大な関心を持ってモニタリングしているが、プロジェクトの環境や内容が異なるため、IASBとFASBが必ずしも同じ決定になるとは限らないとしている。

5. おわりに

DPのプレスリリース(英語・日本語)、DPを要約したスナップショット(英語・日本語)、ハンス・フーガーホーストIASB議長によるDPの概要解説ビデオ(英語・日本語)、DPの全文(英語)は、IFRS財団のウェブサイト(https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/)から参照できる。日本におけるアウトリーチの日程はまだ決まっていないが、Covid-19の影響により、ビデオ会議などバーチャルな形で実施することが予想される。アジア・オセアニアオフィスとしても日本の関係者の意見発信を全面的にサポートしていきたいと考えている。

以上

「今、求められる全社的リスク管理とは ～COVID-19対応を踏まえて」

プロティビティLLC 会長兼シニアマネージングディレクタ　神林　比洋雄

COVID-19とリスク管理

世界中の国々が、かつて経験したことのないCOVID-19によるロックダウンから抜け出しつつあります。不安ながらも前を向いて進み始めた今こそ、企業は適切な対応を継続して実行していく必要があります。ほとんどの企業では、変化する市場に合わせた戦略討議や、社員の健康と安全に関する施策は不可欠となっていますが、2007年の金融危機や、今や頻発する重大な自然災害などとは、影響の範囲や性格が異なることから、固有の対策が中長期的に必要となっています。

COVID-19は、世界的な感染症リスク、いわゆるパンデミックですが、2019年3月期の我が国企業の有価証券報告書においては、300社を超える企業がパンデミックや感染症、新型インフルエンザ、SARS等をリスク情報として開示していました。しかし、パンデミックに係る重要なリスクに対して、十分な内部統制を整備していた企業はどの程度いるでしょうか。また開示のない企業では、既存のBCPがどの程度役立っているでしょうか。

例えば、今回、半ば強制適用となった在宅勤務の拡がりや、ウエブ会議が日常的に社内外で活用されることをどの程度想定していたでしょうか。紀元前5世紀に、ソクラテスは、「無知の知」として、分かっていない状態にあることを理解する、その大切さを訴えましたが、まさに、近年、想定外の事象や、認識していてもその重要性の判断を見誤るケース、つまり、「分かっていないことをしっかりと理解していない」ことが、事後の回復に大きな影響を与えている状況をよく見かけます。

明日のリスクが見えにくくなっている現在、企業は、パンデミックなど、新たなリスクを洗い出し対応を強化する必要があります。COVID-19は、「ブラックスワン」なのか、「灰色のサイ」なのかという議論があります。前者は、白鳥は白色と考えられていたが、1697年に豪州で黒い白鳥が発見され、それまでの常識が覆されます。今日では、従来の知識や経験からでは予測できない極端な事象が発生し、多大な影響を与えることを示しています。後者は、市場において、一定の確率で存在し、大きな問題を引き起こすものの、軽視されがちな事象のことで、草原に生息するサイは、普段はおとなしいが、体は大きく一旦暴走し始めるとその強烈な破壊力によって、誰も手を付けられなくなることを意味しています。

その意味では、COVID-19は、黒い白鳥ではなく、灰色のサイといえるでしょう。これは企業の姿勢という観点からは、近年話題になる、「ゆでガエル」の話にも通じます。カエルをいきなり熱湯に入れると慌てて飛び出しますが、水に入れてじわじわと温度を上げていくと、変化に気づかず、命の危険を感じないまま茹で上がり死んでしまうというものです。居心地の良さから、変化に気づかず大きな痛手を負うという教訓です。感染症を含む近時のリスク対応でも、茹で上がる前に先ず変化に気づく、そのためにはリスクシナリオの網羅性と必要な対策を確保することが重要になります。

一方、変化はチャンスでもあります。逆境を受け止め、また逆境にあるからこそ、様々なアイデアが絞り出され、競争優位あるいは共存共栄にもつながります。これは日本の長寿企業の共通の強みの一つでもあります。そこには、将来に備えるべくあらゆる手を尽くすものの、想定外の事象が発生した場合には、その変化を失敗の原因のみとせず、変化をしっかりと受け入れる中で、新たな成長の機会とするしたたかさが見えるのです。

ここで大切なことは、事象にはプラスとマイナスの両面を持つものがあるということです。これこそが、今後のリスク管理の在り方を

示唆しています。従来のリスク管理は、ほとんどがマイナスのリスク、いわゆる負の影響を与えるものへの対処として整理されてきました。気候変動や大地震のように猛烈な損害しか与えない自然災害は、まさに負のリスクであり、その対策は大変重要ですが、更なる損害を防ぐという位置づけとなります。

今回のパンデミックでは、健康への影響が重大な問題となっている一方で、デジタル化など、ニューノーマル、つまり新たな日常への対応が不可避となると言われています。それほど、今回は、社会全体に与える影響が多方面にわたると想定され、BCP的な現状回復対応だけでは不十分とされているのです。このような正も負も検討しなければならないケースでは、従来のように、それぞれ別個に対処するのではなく、リスクを企業価値に影響を与える可能性とみて、正負両面から全社的・統合的に取り組んでいくことが必要となります。

近時、企業に正負両面の影響を与え、その対応が今後の企業経営の成否を分かつことになる重大な事象が増えており、新たな視点から全社的にリスク管理を進めていく必要があります。ここでは、特に5つのテーマを取り上げます。

5つのテーマ

① 全社的取組みと将来指向の指標の活用

現在、パンデミックのみならず、さまざまなメガトレンドが激しく動いています。昨年の全米取締役協会の調査では、取締役の何と約70%が、今後5年間で自社の既存の戦略は完全に時代遅れになるとしています。激しい市場の変化にさらされ、戦略的な回復力（レジリエンス）を強化するには、正負の影響を与えるリスク事象に全社横断的な対応が不可欠となっていることを示しています。さらにゆでガエルにならないためにも、ROE等の結果としての成果指標たるKPIのみならず、変化の兆候を読み取る先行指標を全社的に展開する必要があります。

② デジタル・トランスフォーメーション、DX

ウエブ会議の普及で結果として早まったデジタル化ですが、自社のビジネスはDXをどこまで推進すべきなのか、その道筋をしっかりと描き、望まれる成熟度を目指すべく必要な戦略的投資を行っていく必要があります。

③ SDGs

これは、もはや後戻りすることのできない大きなうねりとなっています。昨年末にチリで開催されたCOP25では、日本の石炭依存が問題となりました。ESG投資の動きと合わせて、まさに正負の影響を見極めつつ経営理念との整合性を検証しつつ、独自のSDGs戦略を推進していく必要があります。

④ 人材

近時、ダイバーシティが叫ばれる一方、デジタル新時代において必要な人材の育成・確保も最重要経営課題の一つです。

⑤ オペレーショナル・レジリエンス

サプライチェーンの見直しや、RPAなどの業務改革、新たなサイバー脅威への対応は、今後の経営戦略の重要な柱となってきます。

COVID-19そのものへの対応に加え、COVID-19が加速させたとも言えるこれらの経営課題に、全社的、組織横断的に、グループ企業も含めて、一丸となって対応していくことが大切となっています。

以上については、7月2日に予定している役員・会計実務家研修にてその概要を、続いて7月28日からの「戦略実現のための新リスクマネジメント講座」（全5回）では、上記5つのテーマを取り上げ、参加者による意見交換・ディスカッションを予定しています。ぜひ、実務に生かしていただければと考えています。

【筆者略歴】

1976年アーサーアンダーセン入社。国内外を含む監査及びビジネスコンサルティング業務に従事。朝日監査法人（現あずさ監査法人）代表社員、本部理事、アンダーセンワールドワイドオーガニゼーション取締役を歴任。
2003年株式会社プロティビティジャパン（現プロティビティLLC）創設とともに代表取締役社長就任。プロティビティ・エグゼクティブ・カウンシルボードメンバーを歴任。2016年より現職。公認会計士。
日本内部統制研究学会会長（2016年～2019年）
ERM経営研究所LLC代表社員
主な著書「今さらきけない内部統制とERM」（同文舘、2020年）

JFAEL３つの事業の活動報告

役員・会計実務家研修について

役員・会計実務家研修では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、3月に予定していた9つの研修会を取り止め、2020年度の4月から5月にかけての研修プログラムも開催を見合わせておりました。当セミナーにお申込みいただいた方々、会員の皆様には、多大なご迷惑・ご不便をお掛けしましたこと、お詫び申し上げます。

当法人では、コロナ禍が終息する目途が見込めない状況において、セミナー会場に受講者各位にお集まりいただき講義を実施する集合研修を従来通りに開催することは困難と判断し、3月以降、オンラインによる研修会の開催について検討して参りました。他方、これまでと同じ形式で集合研修を開催することは難しいとはいえ、いわゆる3密を極力回避し、ソーシャルディスタンスを保つ等の対策のもとで、withコロナ時代の集合研修の在り方についても協議を重ね、集合研修とオンライン研修を併用する形式で、6月23日（火）にセミナーを再開しました。講義をオンライン配信することにご理解いただきました講師の方々を始めとして、オンライン研修の導入にご協力いただいた関係各位に、厚く御礼申し上げます。

オンライン研修を受講していただく際のサポートとして、『オンラインセミナー視聴マニュアル』を作成しておりますので、オンライン研修をお申込みになる際には、まず、当マニュアルの動作環境をご確認ください。また、集合研修において私どもが実施している『新型コロナウイルス感染症予防対策』を取り纏めております。私どもが講じている対策は、東京都が事業者向けに作成した感染防止対策チェックシートの項目を満たしたものとなっております。なお、『オンラインセミナー視聴マニュアル』、及び『新型コロナウイルス感染症予防対策』は、当法人のウェブサイトに掲載しております。

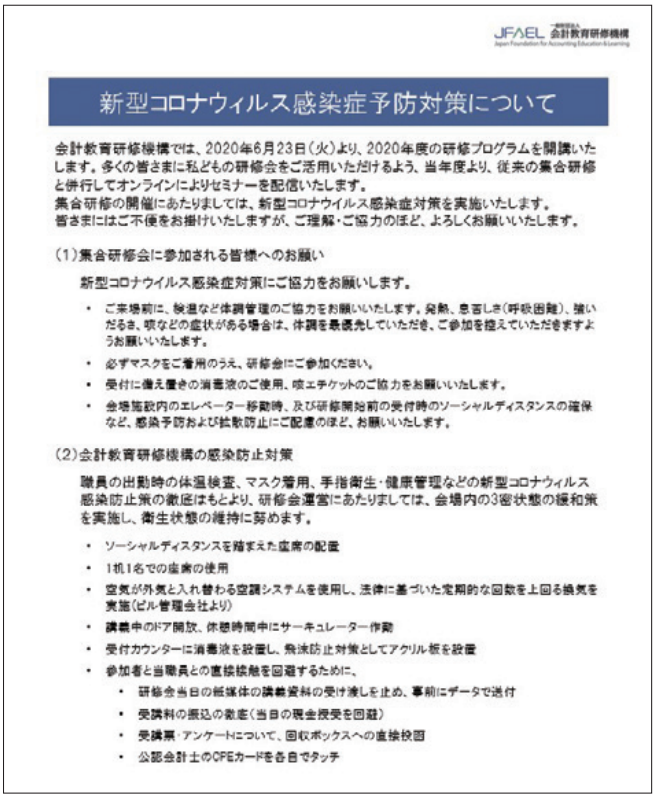

新型コロナウィルス感染症予防対策について

会計教育研修機構では、2020年6月23日（火）より、2020年度の研修プログラムを開講いたします。多くの皆さまに私どもの研修会をご活用いただけるよう、当年度より、従来の集合研修と併行してオンラインによりセミナーを配信いたします。
集合研修の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施いたします。
皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（1）集合研修会に参加される皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

- ご来場前に、検温など体調管理のご協力をお願いいたします。発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳などの症状がある場合は、体調を最優先していただき、ご参加を控えていただきますようお願いいたします。
- 必ずマスクをご着用のうえ、研修会にご参加ください。
- 受付に備え置きの消毒液のご使用、咳エチケットのご協力をお願いいたします。
- 会場施設内のエレベーター移動時、及び研修開始前の受付時のソーシャルディスタンスの確保など、感染予防および拡散防止にご配慮のほど、お願いいたします。

（2）会計教育研修機構の感染防止対策

職員の出勤時の体温検査、マスク着用、手指衛生・健康管理などの新型コロナウィルス感染防止策の徹底はもとより、研修会運営にあたりましては、会場内の3密状態の緩和策を実施し、衛生状態の維持に努めます。

- ソーシャルディスタンスを踏まえた座席の配置
- 1机1名での座席の使用
- 空気が外気と入れ替わる空調システムを使用し、法律に基づいた定期的な回数を上回る換気を実施（ビル管理会社より）
- 講義中のドア開放、休憩時間中にサーキュレーター作動
- 受付カウンターに消毒液を設置し、飛沫防止対策としてアクリル板を設置
- 参加者と当職員との直接接触を回避するために、
  - 研修会当日の紙媒体の講義資料の受け渡しを止め、事前にデータで送付
  - 受講料の振込の徹底（当日の現金授受を回避）
  - 受講票・アンケートについて、回収ボックスへの直接投函
  - 公認会計士のCPEカードを各自でタッチ

（役員・会計実務家研修グループ:細谷）

実務補習について

昨年12月に入所された2019年期補習生1,316名に対し、昨年12月下旬から今年3月末まで前期日程を実施することとなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の罹患防止策として、2020年2月25日の実務補習協議会での審議を踏まえ、2月25日以降のライブ講義のeラーニング化、考査の延期、冬期宿泊研修・工場見学の中止などの対応を行いました。

5月中旬から開始した後期日程においても、前期と同様にライブ講義のeラーニング化、夏期宿泊研修の中止、課題研究の提出期限の延長などの対応策を講じるとともに、延期していた部分も含めて7月から9月にかけて考査を実施する予定です。

また、去る4月17日には、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)が昨年12月に実施した修了考査の合格発表があり、854名が合格しました。合格者については、実務補習の修了報告書が当法人より金融庁に提出し、金融庁による確認ののち、6月25日に実務補習修了証書を合格者に発行しました。

実務補習生数の推移(2018年期までは3月末、2019年期は2020年2月末時点)　(人)

	2011年期	2012年期	2013年期	2014年期	2015年期	2016年期	2017年期	2018年期	2019年期
全国 (J1)	5,016 (1,443)	4,471 (1,311)	3,799 (1,153)	3,459 (1,088)	3,195 (1,039)	3,097 (1,096)	3,210 (1,214)	3,446 (1,287)	3,592 (1,316)

※第1学年(J1)から第3学年(J3)までの人数である。

(参考:2019年期内訳)各実務補習所の学年別実務補習生数(2020年5月末現在)　(人)

	J1(2019年期)	J2(2018年期)	J3(2017年期)	[合計]
東京実務補習所(支所を含む)	976	896	789	[2,661]
東海実務補習所	68	70	62	[200]
近畿実務補習所	238	228	173	[639]
九州実務補習所	34	33	25	[92]
[合計]	[1,316]	[1,227]	[1,049]	[3,592]

(実務補習グループ:川松)

継続的専門研修について

公認会計士としての資質の維持・向上及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の会員には、継続的専門研修制度(CPE=Continuing Professional Education、以下「CPE研修」という)が公認会計士法に基づき義務付けられております。

弊財団は、このCPE研修を協会と共同開催しており、主に運営面を担当しています。具体的には、研修会参加申込みの受付、講師との連絡及び調整、研修会当日の会場運営及び参加者の受付事務を行っております。また、CPE研修会をeラーニング教材としての販売(制作から配信事務)や集合研修CD-ROM教材の販売(申込みの受付から制作、配送、購入者への代金請求事務)を行っています。

2017年4月からは、CPE研修会の共同開催の適用範囲を広げ、協会の各種会議体(税務業務部会、組織内会計士協議会、中小監査事務所連絡協議会、社外役員会計士協議会、女性会計士活躍推進協議会)が企画している集合研修の運営面も担当しています。

現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応として、公認会計士会館等に参集するCPE研修会について本年3月以降6月末まで開催を中止しております。

なお、CPE研修会の中止期間中は、eラーニング及びCD-ROMにて新規の研修講座の提供に努めております。

(継続的専門研修グループ:鈴木)

役員・会計実務家研修事業　開催予定セミナーのご案内

会計教育研修機構では、6月23日より、2020年度の研修プログラムを開講いたしました。16頁の3事業の活動報告でお伝えした通り、当年度におきましては、私どものセミナーを多くの皆さまにご利用いただけるよう、従来の集合研修と併行してオンラインによりセミナーを配信いたします。

以下、2020年度に開催日時が決定しているセミナーについて、ご案内いたします。

●体系的な教育プログラム

会計、税務、経営管理に関して基礎から体系的に学習することを目的としたセミナー。個人会員の知識のブラッシュアップ、法人会員の研修手段の一つとして継続的に活用していただくことを想定し、同じテーマのプログラムを毎年継続的に提供。

(1)IFRS

❖ IFRS基礎講座(全3回)

・(講　　師)青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授 橋本　　尚氏

・(開催日時)9月18日(金)①10:30-12:00、②13:00-14:30、③14:45-16:15

❖ IFRSの考え方(全3回)

・(講　　師)早稲田大学大学院 会計研究科 教授 秋葉　賢一氏

・(開催日時)開催時間は各回共通14:30-16:30

回数	開催日	テーマ
第 1 回	9 月24日(木)	資本と利益
第 2 回	10月 1 日(木)	測定
第 3 回	10月 8 日(木)	オンバランス化とオフバランス化

(注)国際財務報告基準(IFRS)基礎講座(全10回)については、開催時期を検討中である。

(2)日本基準

❖ 会計基準実践講座(全10回)

・(講　　師)EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士

・(開催日時)開催時間は各回共通18:30-20:30

回数	開催日	テーマ	講師
第 1 回	7 月15日(水)	税効果会計	シニアマネージャー 公認会計士 松下　　洋氏
第 2 回	7 月29日(水)	退職給付会計	
第 3 回	8 月25日(火)	金融商品①総論・有価証券	シニアマネージャー 公認会計士 村田　貴広氏
第 4 回	9 月 2 日(水)	金融商品②ヘッジ会計	
第 5 回	9 月16日(水)	固定資産減損会計	マネージャー 公認会計士 大竹　勇輝氏
第 6 回	9 月30日(水)	収益認識	
第 7 回	10月14日(水)	企業結合会計①総論・共通支配下の取引	マネージャー 公認会計士 横井　貴徳氏
第 8 回	10月28日(水)	企業結合会計②取得	
第 9 回	11月11日(水)	連結会計	シニアマネージャー 公認会計士 加藤　圭介氏
第10回	11月25日(水)	引当金 資産除去債務を含む	マネージャー 公認会計士 廣瀬　由美子氏

❖ 会計基準実践アドバンスト(全5回)

・(講　　師)EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士

・(開催日時)開催時間は各回共通13:30-16:00

回数	開催日	テーマ	講師
第 1 回	7 月20日(月)	企業結合①共通支配下の取引	パートナー 公認会計士 吉田　　剛氏
第 2 回	8 月 4 日(火)	企業結合②取得とされる企業結合	
第 3 回	9 月 7 日(月)	固定資産減損会計	パートナー 公認会計士 大関　康広氏
第 4 回	9 月23日(水)	税効果会計	パートナー 公認会計士 江村　羊奈子氏
第 5 回	10月 5 日(月)	関係会社の業績悪化時の論点	マネージャー 公認会計士 井澤　依子氏

❖ 連結キャッシュ・フロー入門講座(全2回)

・(講　　師)株式会社ラウレア 代表取締役 公認会計士 飯塚　幸子氏

開催日	回数	テーマ	時間
9 月 3 日(木)	第 1 回	キャッシュ・フロー計算書の基本	9 :30-11:30
	第 2 回	連結キャッシュ・フロー計算書の作成	12:30-14:30

(3)税務

❖ 法人税基礎講座(全3回)

・(講　　師)PwC税理士法人 審査室長 パートナー、税理士、元財務省主税調査官 佐々木　　浩氏

開催日	回数	テーマ	時間
9 月 9 日(水)	第 1 回	総論	9 :30-11:30
	第 2 回	国際課税	12:30-14:30
	第 3 回	申告実務	14:45-16:45

❖ 法人税実務講座～判例から読み解く～(全3回)

・(講　　師)中央大学法科大学院教授 博士(法学) 酒井　克彦氏

開催日	回数	テーマ	時間
7 月 9 日(木)	第 1 回	判例から読み解く税務調査	9 :30-11:30
	第 2 回	判例から読み解く加算税	12:30-14:30
	第 3 回	判例から読み解く重加算税	14:45-16:45

❖ 消費税実務講座(全2回)
・(講　　師)税理士 和氣　　光氏
・(開催日時)第1回6月23日(火)13:30-16:30、第2回7月3日(金)13:30-16:30

(4)経営管理等
❖ 経営企画関係講座

主に経営企画部門を対象に、会計・財務のリテラシーの必要性とその向上に資する3講座(①全社的リスクマネジメント、②ビジネスプランニング、③資本コストを含む経営指標の設定方法と使い方)を新たに設置。

<第1弾>
「今こそ、求められる攻めと守りの全社的リスクマネジメントとは～戦略実現の確からしさを高める新ERMの推進」
・(講　　師)プロティビティLLC 会長 兼シニアマネージングディレクタ 神林比　洋雄氏
・(開催日時)7月2日(木)14:30-16:30
❖ コーポレートガバナンス講座(全2回)
・(講　　師)一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事、公認会計士 箱田　順哉氏

開催日	回数	テーマ	時間
10月 7 日(水)	第 1 回	コーポレートガバナンスの基本	10:00-12:00
	第 2 回	コーポレートガバナンス制度の実践	13:30-15:30

(注)ビジネスプランニング、資本コストを含む経営指標に関する講座の開催時期は検討中である。

●最新トピックセミナー

年度ごとに受講者のニーズや制度・法規制の動向を踏まえ、旬な話題を取り上げて解説する講座。

❖ 有価証券報告書の虚偽記載と内部統制システム構築義務違反
・(講　　師)筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授 弥永　真生氏
・(開催日時)7月13日(月)13:30-15:30
❖ 企業統治改革が進む中での会社法改正の位置づけ―「取締役等に関する規律の見直し」との関係で
・(講　　師)弁護士 山口　利昭氏
・(開催日時)7月14日(火)15:00-16:30
❖ 監査上の主要な検討事項
・(講　　師)公認会計士(前日本公認会計士協会常務理事) 住田　清芽氏
・(開催日時)9月10日(木)13:30-15:30

●【2020年度新規講座】戦略実現のための新リスクマネジメント講座(全5回)

新型コロナパンデミックは、急速に進展しているデジタル・トランスフォーメーション時代への流れを、なお一層加速し、企業や組織にとって、テクノロジーやデータの利活用による新たな製品やサービスの開発や、ウエブ会議など自らの組織における業務プロセスの見直しが急務となっている。このように、かつてない変化の時代に対処していくために、従来型のリスク管理を見直し、新たなリスクマネジメントの在り方を考察する講座。

・(講　　師)プロティビティLLC 会長 兼シニアマネージングディレクタ 神林比　洋雄氏
・(進　　行)講師による説明+参加者による意見交換・ディスカッション
・(開催日時)開催時間は各回共通14:30-16:30

回数	開催日	テーマ
第 1 回	7 月28日(火)	事業戦略に係るリスク(機会と脅威)とは? ～メガトレンドからのリスク・シナリオの特定と活用～
第 2 回	9 月15日(火)	事業戦略策定におけるESG/SDGs対応とは? ～ESG/SDGsリスクへの全社的対応と進め方～
第 3 回	10月 6 日(火)	デジタル・トランスフォーメーションにどう対処するか? ～DXリスクへの効果的な対処方法～
第 4 回	11月18日(水)	コロナ新時代における人材育成・活用とは? ～人材トランスフォーメーション～
第 5 回	12月 8 日(火)	今、求められる業務プロセスの最適化とは? ～ニューノーマル新時代におけるオペレーショナル・レジリエンス～

●【2020年度新規講座】会計・監査・内部統制基礎講座

主に会計監査に従事するIT専門職員、会計・監査・内部統制の基礎力を身に着けたいとお考えの企業にお勤めの方々を対象として、「会計」、「監査」、「内部統制」に関する基本的な知識を短期間に集中して学習する講座。

❖ 簿記会計基礎講座(全2日コース)
・(講　　師)株式会社ラウレア 代表取締役 公認会計士 飯塚　幸子氏
・(開催日時)8月5日(水)9:30-16:45、及び8月6日(木)9:30-16:45
❖ 監査基礎講座(全1.5日コース)
・(講　　師)早稲田大学 商学学術院(大学院会計研究科)教授 公認会計士 金子　裕子氏
・(開催日時)8月26日(水)9:30-16:45、及び8月27日(木)9:30-13:15
❖ 内部統制基礎講座
・(講　　師)公認会計士 植野　和宏氏
・(開催日時)8月27日(木)13:30-16:45

上記の各講座の詳細、及びセミナー最新情報につきましては、当法人のウェブサイトをご確認ください。

JFAEL

～会計教育財団として、我が国の会計人材の育成・会計リテラシーの向上を目指す～

JFAEL

JFAELニュースレター　－第29号－

2020年6月30日発行

発行人　手塚　正彦

発　行　一般財団法人会計教育研修機構（JFAEL）

〒100-0004東京都千代田区大手町1-9-7

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー5F

Tel：03-3510-7860　Fax：03-3510-7866

WEB：http://www.jfael.or.jp/